

会費に関する細則

この「会費に関する細則」は、日本気球連盟会則 3-2、3-3、3-4、5-4 に基づき日本気球連盟理事会（以下「理事会」という）が定めたものである。

1986年5月1日 施行
1992年5月1日 改正
2001年7月15日 改正
2014年1月26日 改正

第1章 会員の区別

1-1 会員には、正会員・家族会員・法人会員の区別を設定する。

- 1) 正会員：日本気球連盟（以下「連盟」という）の活動を支える基盤となる会員であり、また、会員として得るべき権利をすべて保持する。
 - a) 選挙権・被選挙権を有する。
 - b) 機関誌の送付を受ける。
 - c) 熱気球操縦士技能証を申請する者は正会員でなければならない。また、熱気球操縦士技能証を有する者は、正会員でなければならない。
 - d) その他、連盟の事業による権益を受ける。
- 2) 家族会員：正会員の家族の負担を軽減することにより、連盟の会員数の増加を図るために設定する。
 - a) 選挙権・被選挙権・総会の議決権を有しない。
 - b) 機関誌の送付を受けない。
 - c) 操縦訓練を受けることはできるが、熱気球操縦士技能証を申請できない。
 - d) その他、連盟の事業による権益を受ける。
 - e) 家族会員は、正会員の2親等以内でなければならない。また、家族会員の有効期限は正会員の有効期間内とする。
- 3) 法人会員：連盟の活動を協賛する団体の権益を保護するために設定する。
 - a) 選挙権・被選挙権・総会の議決権を有しない。
 - b) 機関誌を5冊送付される。
 - c) 操縦訓練を受けることはできない。
 - d) 1年間につき1回、全会員の郵送ラベルを利用することができる。
 - e) その他、連盟の事業による権益を5人分まで受けることができる。
ただし、連盟の目的に反しない範囲とし、理事会による制限を受ける。

第2章 会費

2-1 会費を以下のように設定する。

- | | | |
|---------|----|----------|
| 1) 正会員 | 年額 | 4,000 円 |
| 2) 家族会員 | 年額 | 2,000 円 |
| 3) 法人会員 | 年額 | 40,000 円 |

第3章 会費の割引制度

3-1 団体割引:同時に10人以上の入金がある場合、入金される会費の総額の1割を割引する。

- 1) 正会員・家族会員を対象とし、法人会員には適用しない。
- 2) 会費以外の費用には適用されない。

第4章 会費の取り扱い

- 4-1 入会金は廃止する。間違って入金された場合は、寄付金として処理する。
- 4-2 会員の有効期限は入金日を基準とし、翌年同月末を1年間として扱う。原則として、最大5年分までの入金を受け付ける。
- 4-3 有効期限前に入金された会費は、自動的に期間を延長する。既に期限の切れた会員については、入金日を基準にする。

第5章 入金日

- 5-1 郵便振替の場合は、郵便局の受領日を入金日とする。
- 5-2 現金を会計もしくはその代理の者が直接受領した場合は、その日を入金日とする。
- 5-3 現金書留などが日本航空協会経由などの為、会計もしくはその代理の者が受領するまでに1ヶ月以上要した場合、受領日を入金日とする。

第6章 預り金の取り扱い

- 6-1 新規会員の場合もしくは失効中の継続会員の場合
1年分を当年度会計の会費収入とする。以降の分はそれぞれ以降の年度分の預り金として扱う。
- 6-2 入金した会員が継続会員で有効期限内の場合
その有効期限が当年度の11月末以前の場合は、1年分を当年度の収入とし、以降の分はそれぞれ以降の年度の預り金として扱う。
有効期限が当年度の12月以降の場合、すべて翌年度以降の預り金とする。

第7章 郵便振替送金手数料の連盟負担

- 7-1 郵便振替を利用して連盟に送金する場合、「加入者負担用紙」を利用したものに限り送金手数料を連盟で負担する。

附則

この細則は、2014年1月26日より施行する。